

○ 医療従事者の養成・確保等

障がいのある人の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。

- ・ 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。
- ・ 看護大学、看護師養成所等を拠点として、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。
- ・ リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士[※]、作業療法士[※] 言語聴覚士[※]等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。

病院・診療所に勤務するリハビリテーション医療従事者の状況（人口10万対）（人）

区 分	長野県			全 国		
	H20	H23	H26	H20	H23	H26
理学療法士	38.1	52.9	68.7	35.5	48.2	60.7
作業療法士	26.0	35.8	43.2	20.6	27.7	33.2
視能訓練士	5.3	6.6	6.7	4.4	5.3	6.1
言語聴覚士	7.8	11.3	14.3	6.7	9.0	11.2
義肢装具士	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1
診療放射線技師	33.1	36.4	38.3	36.1	38.4	40.1
臨床・衛生検査技師	54.3	58.8	61.6	47.2	49.3	50.7
臨床工学技士	14.3	17.1	21.3	13.0	15.7	18.7
精神保健福祉士	5.0	6.2	7.1	6.4	7.3	8.3
社会福祉士	6.5	10.5	9.6	5.3	7.4	8.3

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

【用語解説】

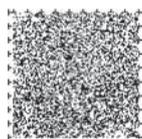
※保健医療計画：医療法に基づく計画で、長野県の保健医療政策の基本となる総合的な計画をいう。第7次は、平成30(2018)年度から35(2023)年度の6年間を定めるもの。

※救命救急センター：重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に指定された施設で、高度な救急医療を24時間体制で提供できる機能を有するもの。

※理学療法士（PT）：身体に障がいのある人に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、基本動作能力を回復させることを業務とする者。

※作業療法士（OT）：身体又は精神に障がいのある人等に対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、応用的動作能力や社会的適応能力を回復させることを業務とする者。

※言語聴覚士：音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人に対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。



② 障がい児（者）の歯科口腔保健医療

現状と課題

- 40歳以上の障がい者（身体・知的障がい）で自分の歯を24本以上有する人の割合は、52.8%（平均年齢63.3歳）であり、同年齢域で24本以上有する人の割合と比較して少ない状態です（表1）。

【表1】自分の歯を24本以上有する人の割合

—	障がい者（身体・知的障がい） （平均年齢63.3歳）	40歳以上の人 （平均年齢65.6歳）
歯を24本以上有する人の割合	52.8%	58.4%

（障がい者：平成26年度要介護者歯科保健実態調査、
40歳以上の人：平成28年度長野県歯科保健実態調査）

- 県は、在宅療養中の重度心身障がい児者訪問歯科健診事業を平成16年度から実施しており、近年の実施者数は表2のとおりです。

【表2】在宅重度心身障がい児者の訪問歯科健診実施者数（単位：人）

—	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施者	45	44	37	45	52

（保健・疾病対策課調べ）

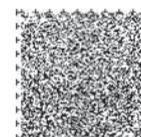
- 県は重度心身障がい児（者）の歯科口腔医療について県下4施設に専門診療を要請しています（表3）。

【表3】重度心身障がい者歯科診療施設（平成29年5月末現在）

圏域	歯科診療施設	圏域	歯科診療施設
東信	佐久市立国保浅間総合病院	中信	松本歯科大学病院
北信	長野赤十字病院	南信	伊南行政組合昭和伊南総合病院

（医療推進課調べ）

- 県立こども病院「口唇口蓋裂センター」では、唇顎口蓋裂等の疾患について医科と歯科の専門スタッフが連携して治療にあたっています。
- 精神障がい者、発達障がい児（者）を含め、障がい児（者）への歯科口腔保健指導の取組や地域での歯科口腔医療提供体制の整備が課題となっています。



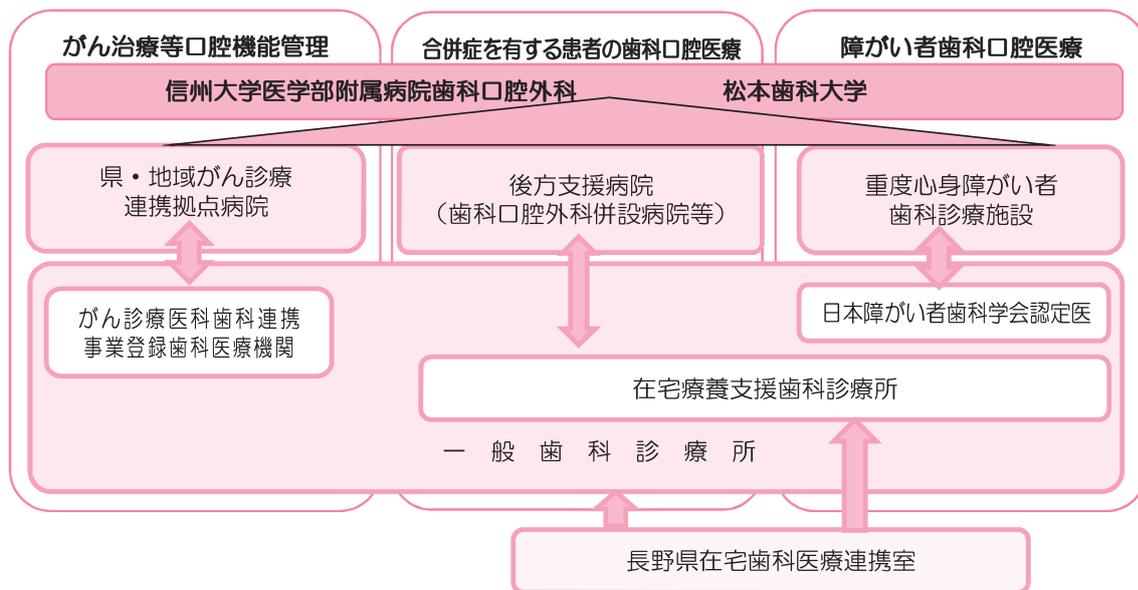
施策の展開・方向性

- 障がい児(者)に対する歯科口腔保健支援
 - ・ 障がい児(者)等の特別に支援を要する人の歯科健診(検診)を推進します。
 - ・ 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行います。
 - ・ 関係機関、団体と幅広く連携し、精神障がいや重度心身障がい、発達障がい等の障がい児(者)への歯科口腔保健医療について、提供体制の整備を図ります。

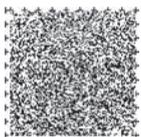
達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
歯科保健医療サービス提供 困難者への歯科保健医療推 進事業	在宅重度心身障がい児 者の訪問歯科健診	人	52	60
重度心身障がい者歯科診療 施設の要請	重度心身障がい者歯科 診療	病院	4	4

歯科口腔医療連携体制のイメージ(長野県)



障害者支援施設での歯科健診風景
(平成 26 年度長野県要介護者
歯科保健実態調査にて)



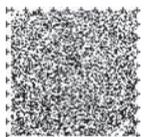
③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備

現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加していると言われており、その実態把握に努める必要があります。
- 医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、改正児童福祉法（平成28年度）において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されました。

施策の展開・方向性

- 支援体制の整備・支援の充実
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。
 - ・ 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材を養成していきます。
 - ・ 医療的ケア児を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所の整備を進めるなど、医療的ケア児の支援の充実を図ります。



(2) 多様な障がいに対する支援

① 重症心身障がい児（者）への支援

現状と課題

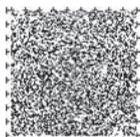
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、平成 29 年 12 月 1 日現在で県内に 14 箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。
- 医療的ケアを必要とする在宅の重症障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。

施策の展開・方向性

- 在宅で介護する家族の負担を軽減するため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる医療型短期入所事業所の拡充を図ります。
- 重症心身障がい児（者）が利用できる日中活動の場の拡充を図るため、必要な制度改正や予算措置を国に対し要望していくとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの整備を計画的に行います。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状	2016 年度	目標	2020 年度
医療型短期入所事業所	箇所		12		15



② 難病対策の推進

現状と課題

- 平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）が施行されたことに伴い、現在は難病法に基づき、基本方針の策定、指定難病に対する医療費助成（特定医療費助成事業）の実施、難病に関する調査及び研究、療養生活環境の整備を行っています。
- 指定難病に対する助成のほか、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業等を実施しています。
- 医療費助成の認定患者数は年々増加しています。また、難病相談支援センターへの相談件数も増加傾向にあります。難病患者・家族の不安軽減を図るため、引き続き相談窓口を設置し、難病患者・家族が地域の中で安定した在宅療養を送れるよう、障害者総合支援法に基づくサービス利用の促進や医療・福祉・介護が連携した支援体制の整備が必要です。

【表1】各医療費助成の受給者数の推移（各年度末）

（単位：人）

区 分	H23 年度	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
特定医療費	-	-	-	14,491	15,589	15,900
特定疾患治療研究	12,951	13,796	14,304	52	42	41
先天性血液凝固因子障害等	60	62	71	71	72	74
長野県特定疾病（県単独事業）	53	65	69	65	61	56
遷延性意識障害（県単独事業）	69	51	8	6	7	5
合 計	13,133	13,974	14,452	14,685	15,771	16,076

（保健・疾病対策課調べ）

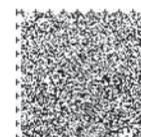
【表2】難病相談支援センターの相談延件数

（単位：件）

—	平成24年	25年	26年	27年 ^{※1}	28年
相談件数	1,832	1,771	1,883	2,519	3,337

※1 平成27年から、難病相談支援センターの難病相談支援員を2名に増員

（保健・疾病対策課調べ）



施策の展開・方向性

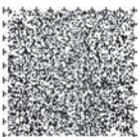
- 難病患者やその家族に対する支援
 - ・ 特定医療費助成事業等により、引き続き医療費の自己負担の軽減を図ります。
 - ・ 難病相談支援センターでは、引き続き相談窓口を設置し、療養上の悩みや患者会支援、就労相談等、機能の充実化を図ります。保健福祉事務所においては、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」*を設置するとともに、家庭訪問、難病相談会を実施します。
 - ・ 市町村と連携し、障害者総合支援法に基づき、必要な障害福祉サービスについて利用推進を図ります。
- 地域支援者に対する支援
 - ・ 難病患者その家族に関わる支援者に対し、保健福祉事務所において研修会や交流会の開催、保健・疾病対策課にて難病患者等ホームヘルパー養成研修会を開催し、支援者の技術向上を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
難病相談支援センター事業	難病患者・家族への相談支援	件	3,337	現在の水準を維持
保健福祉事務所での難病相談会等の開催	難病患者・家族の交流会等の実施	回	80	現在の水準を維持

【用語解説】

※難病対策地域協議会：難病法第32条 都道府県は、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くよう努めるものとする。



③ 発達障がい者への支援

現状と課題

- 「発達障害者支援のあり方検討会」報告書（平成24年1月）に示された中長期的な対応の方向性を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の整備、発達障がい者支援センターによる療育相談、人材育成、普及啓発などに取り組んでいます。
- これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がいのある人に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継、発達障がいに対する理解の促進などが課題となっています。
- 発達障がいのある人の身近な理解者である発達障がい者サポーターの更なる養成、普及啓発による理解促進、支援関係者の情報共有ツールの活用促進等を一層推進する必要があります。
- 発達障がいの専門医等の不足から、初診待ちが長期化されていることが指摘されています。
- 発達障がいは、ライフステージの各段階において発見されるため、保護者や本人に対するスクリーニング後のフォローや専門医等を受診する動機づけが必要です。

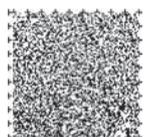
発達障がい者サポーター養成人数（延べ人数）の推移

年度	H25	H26	H27	H28
人数	2,483	5,174	6,292	8,160

（保健・疾病対策課）

施策の展開・方向性

- 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実
 - ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
 - ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

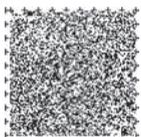


○ 発達障がい診療・支援体制の強化

- ・ 地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、専門医等の人材育成に取り組みます。
- ・ 発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するための診療医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
発達障がい者支援事業	発達障がいのある人に関する理解の普及啓発（サポーター養成講座の受講者）	人	8,160	22,000
	個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	市町村	38	77



④ 高次脳機能障害者への支援

現状と課題

- 高次脳機能障害の症状は、個人によって多様な現れ方をするため、家庭や社会における障がいへの理解が難しい場合もあることから、高次脳機能障害者及びその支援者に対する支援体制を整備していく必要があります。

これまで、県では県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、専門的な相談支援の実施や研修会の開催により高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、総合リハビリテーションセンターにおいて日常生活及び就労に関する訓練を実施してきました。

- 意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。

高次脳機能障害支援拠点病院相談件数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
件 数	2,394	2,962	2,476	2,597	3,231

総合リハビリテーションセンターにおける自立訓練者の推移

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
自立訓練者数	8	8	5	8	10
就労・家庭復帰者数	4	4	5	1	6

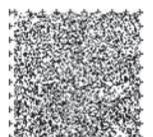
(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 高次脳機能障害支援体制の強化
 - ・ 県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。
 - また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業相談支援事業	支援拠点病院に相談窓口を設置し、診断・評価、リハビリ、家族支援等を実施	人	3,231	3,500



⑤ 強度行動障がいへの支援

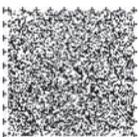
現状と課題

- 強度行動障がいは、自らの身体を傷つけたり、食べられないものを口に入れるなどの自傷行為や他人への噛みつき、頭突き、器物損壊などの他害行為などが非常に多い頻度で出現するため、家族だけでは対応することが困難な場合があり、医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力が必要になります。
- 強度行動障がいに対する正しい知識や理解がないと、不適切な身体拘束など虐待に発展しやすい傾向にあります。
- 福祉施設において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、平成 26 年度から、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、強度行動障がいのある人を受け入れ、適切に支援するために必要な人員配置を行うには、施設に支払われる報酬の額が十分ではないという課題があります。

障害者支援施設（入所施設）において報酬の加算対象となる強度行動障がいの基準

次の障害支援区分の判定基準行動関連 12 項目の基準で合計 10 点以上となる障がい者

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない	・特定の者であればコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	・独自の方法であればコミュニケーションできる ・できない
説明の理解	理解できる	理解できない	理解できているか判別できない
大声・奇声を出す	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
異食行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
多動・行動停止	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不安定な行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
自らを傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
他人を傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不適切な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
突発的な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
過食・反すう等	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
てんかん発作の頻度	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上



施策の展開・方向性

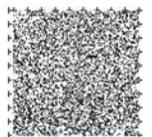
- 強度行動障がいに対応できる人材の育成
 - ・ 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。

- 強度行動障がいのある人の受け入れ先の拡充
 - ・ 強度行動障がいのある人を福祉施設において受け入れるためには、研修等により専門的な知識を持った職員を育成し、配置するとともに、障がい特性に対応した、強化ガラスや壊れにくい材料を使用した施設整備などが必要となることから、国へ財政支援の拡充や制度改正の提案を行うなど、受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

- 医療的側面からの支援
 - ・ 強度行動障がいのある人が、緊急時等に適切な医療が受けることができるよう精神医療体制を充実していきます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
強度行動障がい支援者養成研修	適切な支援を行うことができる実践研修修了者	人		367		1,417



(3) 教育・療育体制の充実

① 障がいの早期発見に向けた支援

現状と課題

- 市町村では、妊婦に対し妊娠届時の相談、妊婦健康診査の公費負担（14回分）により母体の健康維持を支援しています。妊娠届の未届けや健診を受けていない妊婦への支援が課題です。
- 市町村では、妊婦及び乳幼児健診等で発育・発達に異常の疑いがあると診断された際に、早期受診や保護者の不安等の軽減に向けた支援を行っています。
- 乳幼児健診における身体及び精神発達の遅れ等の有所見率については地域格差が生じており、乳幼児健診を含めた母子保健水準の向上・均てん化*が求められています。
- 県では、先天性難聴を早期発見し、早期治療、早期療育を行うため、新生児聴覚検査及び難聴児支援センター事業を実施しています。
- 県では、先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うため、新生児の先天性代謝異常等検査事業を実施しています。診断された児及びその保護者等への継続的な支援体制の充実が課題となっています。

難聴児支援センターにおける相談延べ件数の推移

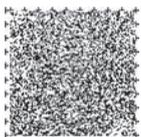


(保健・疾病対策課調べ)

先天性代謝異常等検査件数、要精密検査件数及び診断確定者数

	検査件数 (件)	要精密検査件数 (件)	診断確定者数 (人)			
			先天性代謝異常	先天性甲状腺機能低下症	先天性副腎過形成症	
H26	18,654	39	20	2	18	0
H27	18,166	32	24	1	22	1
H28	17,387	36	24	4	20	0

(保健・疾病対策課調べ)



施策の展開・方向性

- 障がい等の早期発見に向けた支援
 - ・ 信州母子保健推進センター事業により、市町村との協働及び専門機関等との連携を通して、市町村における母子保健水準の向上・均てん化を図ります。
 - ・ 先天性代謝異常等検査事業において診断された児への早期及び継続的な支援体制の整備を推進します。
 - ・ 難聴児支援センター事業において、先天性難聴等の早期発見、早期治療、早期療育のため、医療・保健・福祉・教育等の連携体制の整備を推進します。

達成目標等

施策・事業名	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
乳幼児健診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	市町村	72	77
分娩を扱う産科医療機関(除く助産所)における新生児聴覚検査の実施率	%	97.8	97.8

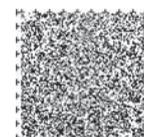
【用語解説】

※均てん化：県内の市町村で、同じ水準で支援を受けられるよう、母子保健分野の格差の是正を図るもの。

② 地域療育機能の強化

現状と課題

- 在宅障がい児(者)の地域における生活を支え、福祉向上を図るため、療育指導、相談支援及び福祉サービスの利用調整等を行う療育コーディネーターを各圏域に配置し、チームによる巡回相談や保育士等の支援者に対する技術指導等を行っています。
- 療育コーディネーターの相談対応件数は、平成 28 年度は平成 23 年度に比較して約 1.6 倍に増え、その内容も、精神障がいのある人の場合は家族支援にまで及びケースもあるなど、量・質とも負担が増えています。また、近年、増加している発達障がいのある人と発達障がい疑われるケースについても、支援が必要となっています。
- 今後は、在宅障がい児(者)の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられる体制づくりが求められます
- 発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、支援機関同士の橋渡し(支援者への支援)を行う発達障がいサポート・マネージャーを県内 10 圏域に配置しています。



- 発達障がいサポート・マネージャーに対する支援機関からの支援依頼件数は、増加傾向にあります。

年度別支援依頼件数の推移

年度	H26	H27	H28
支援依頼件数	2,000	4,814	5,375

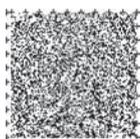
(保健・疾病対策課)

- 発達障がい等の障がいにより、支援を必要としている生徒・児童数は、増加しています。

施策の展開・方向性

- 関係機関との連携とネットワークの機能強化
 - ・ 障がい児（者）に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。
 - ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
 - ・ 発達障がいサポート・マネージャーの養成研修やフォローアップ研修の充実等を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。
また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。
- 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化
 - ・ 市町村において、在宅障がい児（者）が、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組を重層的にバックアップします。
- サービス提供体制の充実
 - ・ 身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の指定を促進するとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所を支援します。
 - ・ 地域の療育支援の中核的な施設である児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。
 - ・ 障がい児の心身機能の発達を図るため、早期から理学療法士、作業療法士や言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。
- 子ども・家庭包括支援体制の整備

発達障がいなど、様々な課題により支援を必要とする子どもや家庭に対して、市町村、県、民間機関が連携・協働して、包括的な支援を行う「信州こどもサポート（仮称）」の体制の全県展開を進めます。



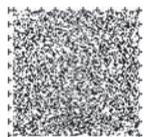
③ 特別支援教育の充実

現状と課題

- 市町村において早期アセスメントの導入が進んでおり、早期アセスメントを保育や教育に活かし、集団の中での育ちにつなげる取組が求められています。
また、早期からの支援を「個別の教育支援計画」等に反映し、ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制として、「副次的な学籍（副学籍）」の取組が進んでおり（H29 33市町村）、それぞれの市町村の特色を活かした取組を更に推進していく必要があります。
- 小・中・高等学校においても、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が増加しており、通常の学級における発達障がいに対する支援力の向上や、多様性を認め合える集団づくりの力量を高めることが求められています。
- 幼保・小・中・高等学校から特別支援学校への相談件数は増加し続けており、個別の課題解決への支援に終始するだけでなく、学校全体としての「学校解決力」を高める支援へと転換していく必要があります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの状態は多様化しており、障がいの程度の幅も広く、重複障がいのある児童生徒、医療的ケアや心理的な支援の必要な児童生徒も増加しています。こうした児童生徒の自立を支援するために、自立活動に係るより高い専門性が求められています。
- 特別支援学校高等部（専攻科を含む）における平成28年度卒業生の一般就労率は、26.2%、就労継続支援事業所等への福祉就労率は69.9%です。生徒一人ひとりの自立に向けた多様な教育的ニーズに応じるため、進路支援の充実を図る必要があります。
- すべての特別支援学校の耐震化は完了していますが、特別教室等の教室不足解消や学習環境の更なる整備、老朽化への対応について計画的に進めていく必要があります。
- 卒業後も地域とつながりながら生き甲斐をもって生活できるために、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場をつくっていく必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域における連携支援体制の充実
 - ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター等連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。



- 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実
 - 「副次的な学籍（副学籍）」の取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同世代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - 個別の課題解決支援にとどまらず、学校全体としての支援力や予防的な実践力を高めるため、より効果的なセンター的機能を発揮するためのあり方について研究し、関係機関とも連携した支援を推進します。
- 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - どの学校・学級でも多様な児童生徒が互いに認め合える学級づくりやすべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを実践できるようにするため、「信州型ユニバーサルデザイン（学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容）」を進めます。
 - 発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級等の「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。
 - 発達障がい等配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。
- 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒の自立活動の充実を図り、地域の小・中・高等学校への支援にも活かすため、自立活動担当教員の拡充等、支援の充実を検討します。
 - 多様な教育的ニーズにこたえていくために、療法士や心理士等の外部専門家を活用したより高い専門性の確保に努めます。
- 特別支援学校における就労支援の充実
 - 多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じる教育活動を実施するために、高等部における教育活動や学習集団のあり方について検討し、地域資源を活用しながら教育活動の充実を図ります。
 - 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。

